

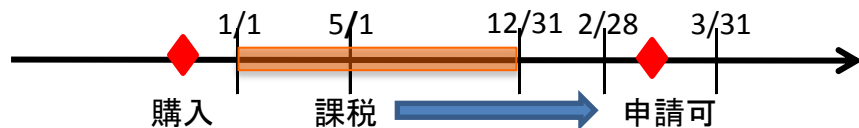
# 申請時期及び助成期間の関係について

## 【福生市優良住宅取得推進助成金交付要綱第3条第2項】

対象年度(対象住宅に対して**最初に固定資産税及び都市計画税が課される年度から最長5年度まで**の各年度をいう。以下同じ。)の初日の属する年の**1月1日から起算して1年間、16歳に達する日以後の最初の3月31日までの間**にある子と対象住宅に居住している親であり、そのことが住民基本台帳に記録されている者であること。

### I. 住宅の取得時期と申請時期について

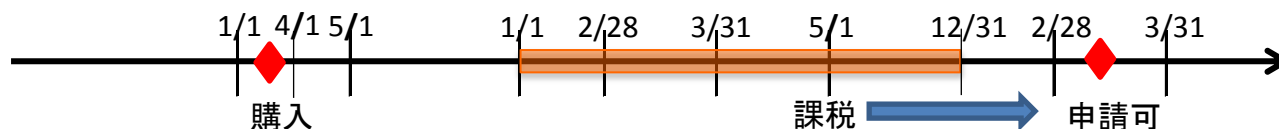
(1) 4月1日から1月1日までに購入した場合



は子と1年間居住している期間

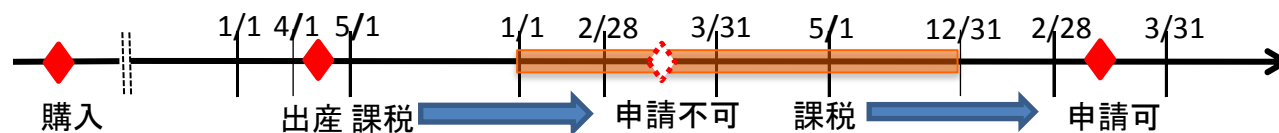
【例】  
子が中学2年生(14歳に達する年度)のときに購入した場合は、子が15歳、16歳に達する年度の2年間助成が可能です。

(2) 1月2日から3月31日までに住宅を購入した場合



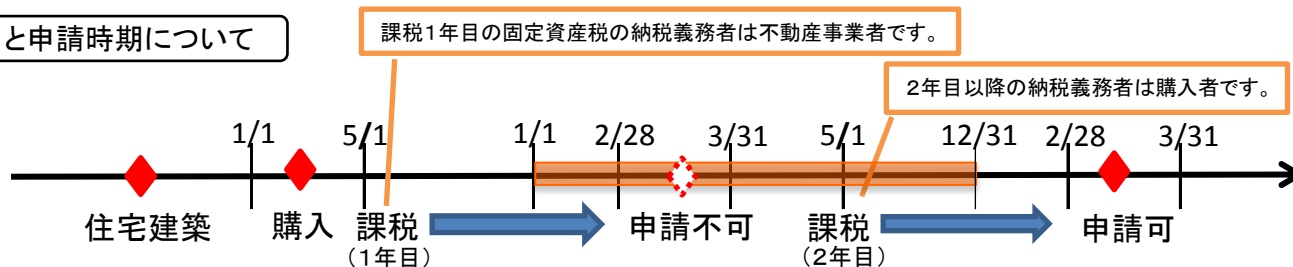
【例】  
子が中学2年生(14歳に達する年度)のときに購入した場合は、子が高校1年生になる年度(16歳に達する年度)が課税初年度となり、1年間のみ助成が可能です。なお、中学3年生(15歳に達する年度)のときに購入した場合は、課税初年度は高校2年生(17歳に達する年度)のため、助成の対象にはなりません。

### II. 子の出産と申請時期について



【ポイント】  
固定資産税の課税基準日である1月1日から12月31日までの1年間、親子で居住している必要があるため、お子さんが生まれた年度の翌年度(1月2日から4月1日までの早生まれの場合は翌々年度)の課税分から助成の対象となります。

### III. 住宅建築日と申請時期について



【ポイント】  
助成期間は、対象住宅に対して最初に固定資産税及び都市計画税が課される年度から最長5年度です。そのため、住宅建築日から月数が経過している住宅を購入した場合は、ご注意ください。この例では、最長4年間が助成期間となります。